

## 質問に対する回答

件名：令和8年度 東京労働局の各施設におけるトイレ衛生機器レンタル業務  
の年間委託

質問のあった標記の件について、下記のとおりご回答申し上げます。

Q 1：P 35, 仕様書

### 【 機 器 】

#### 1 薬剤自動供給装置

- (1) 洗浄水と連動する機器で、各種水洗小便器に取付け可能なもの。
- (2) 便器表面、トラップ及び排水管の洗浄、防臭、黄ばみ防止、尿石発生・付着を防止できるもの。
- (4) 二次側以降の配管又は便器壁面に設置すること。

上記、指定以外の薬剤（固形剤等）を使用した場合はどのような対応になるか。

A 1：洗浄水の流入と同時に液体薬剤を投入し、機器内の洗浄を可能とする装置のレンタルを想定しております。よって、固形剤等を使用したレンタル業務の履行は不可とさせていただきます。

Q 2：女性トイレでの点検作業については、使用者に配慮することで男性作業員の対応も可能か。

A 2：可能です。ただし、男性が作業を行っている旨を記載した看板等をトイレの外に配置し、利用者へ配慮する体制を整えた状態で作業を行っていただきますようお願いいたします。

以上

住所：〒102-8305 千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎14階

担当：東京労働局 会計課用度係 小野寺

電話：03（3512）1607

内線：6683

FAX：03（3512）1552